

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称：株式会社マスネットワーク	所在地：長野県松本市巾上 13-6
評価実施期間：平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 11 月 16 日	
評価調査者 評価調査員責任者 (050133) 評価調査員 (050192) (060872)	

2 福祉サービス事業者情報（平成 24 年 9 月現在）

事業所名：西駒郷駒ヶ根支援事業部 （施設名）	種別：生活介護・施設入所支援 生活訓練
代表者氏名：理事長 辰野 恒雄 （管理者氏名） 所長 原 雅章	定員(利用人数):施設入所支援 130 名(122 名) 生活介護 140 名(122 名内外部通所 20 名) 生活訓練 10 名(5 名内外部通所 0 名)
設置主体：長野県 経営主体：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	開設（指定）年月日：昭和 43 年 7 月
所在地：〒399-4101 長野県駒ヶ根市下平 2901-7	
電話番号：0265-82-5271	FAX 番号：0265-81-1254
ホームページアドレス： http://www.cek.ne.jp/~nisikoma/	

3 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

<p>「概況」</p> <p>西駒郷は平成 23 年 3 月迄は旧体系の知的障害者入所施設と知的障害者通所授産施設として運営されていましたが、平成 23 年 4 月に障害者自立支援法の新体系に移行し、太田切川を挟んで駒ヶ根市側を駒ヶ根支援事業部、宮田村側を宮田支援事業部として多様なサービスを展開しています。駒ヶ根支援事業部では「あすなろ支援課」、「ひまわり支援課」、「さくら支援課」の 3 棟で施設入所支援・短期入所事業を提供し、「なごみ・ぱれっと・くらふと・はあと・すまいる」で日中の生活介護事業・生活訓練事業を提供しています。その他にも昨年 5 月から就労継続 A 型支援事業「わーく西駒」を立ち上げ製造・販売事業と受託事業を行なっています。今年 4 月からは特定相談支援事業と一般相談支援事業も立ち上げました。宮田支援事業部では「まつば支援課」で施設入所支援・短期入所・生活介護事業を提供し、「わーく宮田」で就労継続支援 B 型・就労移行支援事業の 2 つを行う多機能型事業所を運営する他、駒ヶ根事業部と同じように今年度 4 月からは特定相談支援事業と一般相談支援事業も行っています。</p> <p>新体系に移行するまでの西駒郷は、施設入所者の地域移行に力を入れ、平成 15 年に西駒郷基本構想が策定されてから平成 23 年度までにケアホーム・グループホームに移行した人が 250 名以上、家庭復帰されて方が 10 名以上と実績を残してきました。この間に運営主体も長野県から社会福祉法人 長野県社会福祉事業団に指定管理委託され、平成 23 年 4 月以降は同事業団だけの職員で運営がされています。平成 22 年には西駒郷基本構想が見直され、障害者自立支援法の新事業体系への移行と、平成 25 年度までに入所定員を 170 名から 110 名程度にするため一層の地域移行を図ることが明記されました。</p> <p>西駒郷は福祉サービス第三者評価の受審にも積極的で、今回が 3 回目の受審となります。</p>
--

特に良いと思う点

(利用者のニーズに応えた多様な事業展開)

- 1) 平成23年4月に障害者自立支援法の新体系に移行していますが、概要でも述べた通り障害者が自分の希望や能力に合わせてサービスを選択できる多種多様なサービス展開をしています。

特に就労事業関係は、旧体系の時から宮田事業部で通所授産事業として力を入れていましたが、新体系に移行してからは、宮田事業部は以前の作業活動を継続する就労移行支援B型事業と就労移行支援事業の2事業を行なう多機能型施設「わーく宮田」に再編し、駒ヶ根事業部では新たに最低賃金が保証され、身分も法人職員としても採用される等、一般就労に近い就労継続支援A型事業所「わーく駒ヶ根」を立ち上げるなど(事業の詳細は「わーく西駒」の第三者評価事業の評価結果総評の概要参照)、自立支援法でも力を入れている就労面を積極的に取り入れています。また、就労が困難な方には、日中の生活を支援する介護事業の他、自立訓練事業も行っています。理学療法士の配置や看護師3名と医療のタッフの充実も図り、関係部署と連携を取りながら支援内容の充実を図っています。利用される方もこれまでの西駒郷の利用者だけでなく、これまで在宅にいた障害者の方にも利用出来るよう門戸を広げています。

(セーフティーネットとしての役割)

- 2) 平成15年に策定された西駒郷基本構想から始まり平成22年の見直しに至る中で、入所定員500名の大規模コロニーを縮小し、110名程度の入所定員にまで削減し、出来る限り地域生活への意向を図ることを大きな目標として取り組んできました。この基本構想を進めるためには入所者を出来るだけ多くケアホームやグループホーム等に移行させるとともに、新規の入所者は抑えることが必要ですが、西駒郷は県立の施設として、セーフティーネットの役割を担わされているため、利用者を削減しなくてはならない状況下においても家庭での生活困難者や、精神科病棟退院促進のために受け入れをしています。平成23年度においても9名の方を地域移行させる中で、新規では6名の方を新たに受け入れています。また、年間延べ943名の短期入所希望者を受け入れることで県立施設として期待されているセーフティーネットの役割を果たしています。

(充実したマニュアルと個別支援プログラム)

- 3) 西駒郷は広い敷地内に施設が独立した形で建てられています。施設ごとに利用者さんの障害特性が異なりますので、画一化した取り組みをしないように心掛けた支援をしています。特にマニュアルは施設ごとに整備されていて、基本部分は統一しながらもその施設に一番良い方法で提供できるような内容に整理されています。一般職員の評価でもマニュアルに関しては高い評価になっていますし、不足する項目がないほどマニュアルは充実しています。

個別支援プログラムにおいても、アセスメント・個別支援計画(目標)・実行・モニタリング・再アセスメントに至るまでの一連の流れがシステムとして確立されており、どの記録からも統一された取り組みが出来ていることが確認できました。

特に改善する必要があると思う点

（全職員を対象にした研修と連携）

- 1) 西駒郷では正規職員を対象にした研修計画を策定や、人事考課を実施していますが、非常勤職員にはこれらの配慮がされていません。このため正規職員と非常勤職員との間には支援の差が生じてしまいますし、意識のずれから生じる職員間の溝も生じてしまいます。職員数が多い施設ですので全職員を対象にした研修や人事考課は難しいとは思いますが、職員間の協力体制や、部門を超えた連携を構築する上でも、全職員が一定のレベルに達していることが条件になるかと思えます。今後パート職員を含めた非常勤職員に対して、正規職員と同じ研修の機会を与え、自己啓発が出来るように人事考課も行う等の取り組みをされることを期待します。

（人事考課の充実）

- 2) 西駒郷では年1回正規職員に対しては人事考課を行っています。現状利用しているものは目標管理制度や勤務評価制度を加味した内容にもなっていますが、内容や目的についての十分な説明や、評価後の結果説明とフィードバックについては少し課題があるようです。一般職員の自己評価結果や、聞き取り調査からも人事考課は行っているが、評価結果に対する説明が不十分との回答や意見が多く聞かれました。人事考課は一般職員に対しては、1) 組織目標である理念を施設と職員とで共有させる。2) 職員の能力向上のための動機付けに活かす。3) 評価内容を職員処遇に反映させることで職員のモチベーションを上げる。4) 管理職の観察力と指揮統制力を向上させることで管理能力の醸成を図る等の目的があります。今後パート職員を含めた全職員を対象として人事考課を行い、結果を職員が納得できるように説明し、職員の資質向上に結び付くように配慮されることを期待します。

（施設による生活環境・設備の差）

- 3) 入所施設は建設年度がそれぞれ異なるため、平成19年に出来たユニット型の新しい「さくら棟」と年数が30年以上経過している「あすなる棟」、「ひまわり棟」、「まつば棟」とでは生活空間や、設備面等でどうしても差が生じてしまっています。ケアホーム等への地域生活移行が本格化してからは、ひまわり棟の一部の2人部屋を除いてほとんど個室化出来ていますし、トイレも改修したり、適温の食事提供のためあすなる棟を除いて温冷カー트를導入するなど、これまで第三者評価事業等で気付きを得た事項については、可能な限りの配慮と努力をしてきた姿勢は評価できますが、利用者側からすると、同じ費用を払っているのに受けるサービス内容に差があると感じてしまうのは自然なことかと思えます。建物等ハード面についてはすぐに解消することは難しいと思えますが、今後西駒郷の中・長期計画の中で検討され、入所されている全ての利用者に平等な生活環境を提供できるように配慮されることを期待します。

5 事業評価の結果と講評

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象 組織の運営管理(別添1)
評価対象 適切な福祉サービスの実施(別添2)

6 利用者調査の結果

聞き取り方式の場合(別添3-2)

7 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント(別添4) (別添4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(平成25年1月10日記載)

西駒郷は、平成23年4月から、障害者自立支援法による新体系に移行し、駒ケ根市側は障害者支援施設(施設入所支援、短期入所、生活介護、生活訓練)と障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型)、宮田村側が障害者支援施設(施設入所支援、短期入所、生活介護)と多機能型事業所(就労移行支援、就労継続支援B型)として運営しています。また今年度からは相談支援事業(特定・一般)も駒ケ根市側、宮田村側で始めております。今回駒ケ根市側の障害者支援施設と障害福祉サービス事業所を、福祉サービス第三者評価事業として受審しました。

今回、良い点として多様な事業展開、セーフティーネット、マニュアルと個別支援プログラムがあげられています。このうち多様な事業展開は、新体系移行に伴う必然もありますが、A型事業導入等積極的事业展開が功を奏したものと思われます。セーフティーネットの役割はまだ十分に果たせているとは思えませんが、長野県全体としてセーフティーネットはどうあるべきか考えていきたいものです。マニュアルと個別支援プログラムは、支援の根幹をなすものであるため、なお一層の取り組みを心掛けたいものです。

一方改善点として指摘された研修と人事考課ですが、職員数が多く雇用形態も多様な西駒郷のウイークポイントといえます。職員一人ひとりの質の向上とモチベーションアップを図らねばなりません。さらに、施設・設備の新旧の差はどうしても生じてしまうものですが、解消できないハード面を、創意工夫を凝らすことで利用者皆様に豊かな暮らしを提供しなければなりません。西駒郷では2年ぶりに第三者評価を受審しましたが、施設に外部の眼が入るのは重要であり、結果として表れない面も含めて施設運営に活かしていきたいと考えます。